

○館山市心身障害者医療費支給条例

昭和48年3月14日条例第13号

改正

昭和57年12月20日条例第23号

平成6年12月26日条例第19号

平成11年3月24日条例第15号

平成17年9月30日条例第32号

平成18年3月28日条例第14号

平成18年9月29日条例第33号

平成20年3月26日条例第8号

平成27年3月23日条例第14号

館山市心身障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し、心身障害者医療費（以下「医療費」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」という。）に定める4級以上の障害のある者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）が知的障害者と判定した者

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する心身障害者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者となっている心身障害者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

- (1) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有する者で本市以外の市

町村が行う国民健康保険の被保険者となっているもの

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により医療の給付を受けることができる者のうち規則で定めるもの
- (4) 受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者として規則で定めるものに係る市民税所得割の合計額が規則で定める額以上であるもの（受給資格者が規則で定める者である場合を除く。）

（医療費の支給）

第4条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）に規定する医療（以下「医療」という。）に関する給付（規則で定める給付を除く。）が行われた場合は、次の各号に掲げる額から次項に定める心身障害者医療自己負担金を控除した額を支給する。

- (1) 受給資格者が保険医療機関等（医療保険各法に基づき指定された病院，診療所及び薬局並びに柔道整復師その他規則で定める者をいう。以下同じ。）で保険給付を受けた場合は，その一部負担金（医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額
- (2) 受給資格者が保険給付について保険医療機関等で一部負担金を負担した場合は，その一部負担金の額
- (3) 受給資格者について国又は県が公費負担医療制度による給付決定をした場合は，当該給付に関し，受給資格者が負担しなければならない金額に相当する額

2 前項の規定による医療費の支給に係る心身障害者医療自己負担金の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。同一の受給資格者が同一の日において入院及び通院をした場合は，それぞれについて自己負担をするものとする。

- (1) 重度心身障害者（身体障害者障害程度等級表に定める2級以上の障害のある者及び重度の知的障害者と判定された者をいう。以下同じ。） 入院1日又は通院1回につき300円（受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者として規則で定めるものに係る市民税所得割がいずれも非課税である場合を除く。）
- (2) 重度心身障害者以外の者 入院1日，通院1回又は調剤1回につき600円

3 新たに前条に規定する受給資格を具備するに至った者については，その具備するに至った日か

ら第1項及び第2項の規定を適用する。

- 4 医療費は、受給資格者が医療機関等で医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときは支給しない。

(受給券)

第4条の2 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする重度心身障害者は、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(支給の方法)

第4条の3 前条の規定により受給券の交付を受けた者に係る医療費の支給は、当該受給券を保険医療機関等（規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）に提示した上で、受給資格者が医療を受けた場合において支給する額を当該保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。

- 2 受給券の交付を受けた者が前項に規定する方法による医療費の支給を受けられない場合及び重度心身障害者以外の受給資格者が医療費の支給を受けようとする場合は、医療費の支給は、支給対象者の申請に基づき行うものとする。

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第5条 医療費の支給は、受給資格者の当該疾病又は負傷につき、他の法令の規定に基づく療養補償若しくは療養に関する給付を受けることができるとき、又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるときは、その限度において行わない。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、受給資格者が、疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出等の義務)

第6条の2 受給券の交付を受けた者は、第3条の受給資格の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給券の交付を受けた者は、受給券の有効期間が満了し、又は転出その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。

(不正利得の徴収)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第8条 医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(館山市重度心身障害者医療給付条例の廃止)

2 館山市重度心身障害者医療給付条例（昭和46年条例第14号）は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行前に受けた診療に係る重度心身障害者医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月20日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の館山市心身障害者医療費支給条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成11年3月24日条例第15号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の館山市心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が受ける医療について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成18年4月1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に心身障害者が受ける医療について適用し、同日前に心身障害者が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年 9 月29日条例第33号)

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月26日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定（「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分に限る。）は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に心身障害者が受ける医療について適用し、同日前に心身障害者が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3 月23日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市心身障害者医療費支給条例（次項において改正後の条例という。）の規定は、この条例の施行の日以後に心身障害者が受ける医療について適用し、同日前に心身障害者が受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 3 条第 2 項第 3 号の規定は、改正前の館山市心身障害者医療費支給条例の規定により支給資格者となっていた心身障害者には、適用しない。